

# 児童ポルノをインターネット・オークションの落札者にあてて外国から郵送した行為が

「不特定多数のものに提供する目的で」外国から輸出したものといえるか

(最判平 20.3.4 第二小法廷決定, 判タ 1228 号 348 頁)

## 1. 事実の概要

- (1) X は、当時タイのバンコクに居住していた。X は、児童ポルノ売春・児童ポルノ禁止法にいう「児童ポルノ」である DVD を入手した。X は、これをいわゆるマザーとして、それをコピーした DVD を日本に居る者に販売して利益を得ようと企てた。
- (2) X が考えた販売方法は、次のようなものである。すなわち、このマザー-DVD をからの DVD にコピーするものを我が国で運営されているインターネット・オークションに出品する。落札者とインターネットで連絡を取り合い、代金の振込先口座を伝えるなどする。入金を確認すると、DVD を国際スピード郵便に付して送付する。
- (3) X は、前後 6 回にわたり、このような方法で、児童ポルノ DVD を落札者の六名にその住所にあてて国際スピード郵便に付した。これらの DVD は、タイの空港に運ばれ、情を知らない作業員らによって成田国際空港行きの航空機に積載され、同空港に到着した。なお、本件の落札者は、いわゆるエンドユーザーである。

## 2. 問題の所在

X の行為が児童ポルノを不特定の者に提供する目的で児童ポルノを外国から輸出したものといえるか。本件では送付先である落札者は既に特定しているため、不特定の者に提供する目的で児童ポルノを外国から輸出したものといえるかが問題となった。

## 3. 検討

### (1) 児童ポルノに係る禁止行為の概要

児童ポルノを製造・提供する行為は、児童ポルノに描写された児童の心身に有害な影響を与えるだけでなく、このような行為が社会に広がれば、身体的及び精神的に未成熟である児童一般の心身の成長に重大な影響を与えると見て、このような行為を規制、処罰することとしている。

### (2) 児童ポルノ禁止法 7 条 6 項について

「不特定又は多数の者への提供等目的」での行為を対象としており、特定少数の者に対する提供目的での外国からの輸出、外国への輸入の行為は犯罪化されていない。

### (3) 類似判例：わいせつ物陳列罪(刑法 175 条)における不特定性

不特定性を対象の勧誘ないしは募集の際の問題としている。

### (4) 本件について

不特定性を対象の選択、あるいは対象の勧誘ないしは募集の際の問題として考える。

目的犯における目的が実行行為の時に存在しない場合があることを示した。

### (5) 私見

## 4. 今後の課題

他人に提供する目的を伴わない児童ポルノの所持等の問題

実在しない児童のポルノの問題

## 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

7 条 4 項：児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

6 項：第四項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸出し、又は外国から輸入した日本国民も、同項と同様とする。



時間の都合で紹介できなかったので、児童ポルノの定義(2 条 2 項)などは、六法に載っているので各自確認をお願いします！